

# 島根県公立中学校臨時的任用教員等募集要項

令和3年5月6日  
島根県教育庁学校企画課

島根県教育委員会では、臨時的任用教育職員を以下のとおり募集します。

## 1 募集人数

松江市	中学校国語	1名
	中学校社会または理科	1名
	特別支援	1名

## 2 任用期間

採用時 ～ 令和4年3月31日の間で県が命じた期間

## 3 勤務内容

中学校において教諭に準ずる職務を行います。

※学習指導、生徒指導、その他校務に関する事務作業等

## 4 出願資格

以下のすべてに該当する者が出願できます。

○地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の欠格事由に該当しない者

○中学校教諭普通免許状（該当教科）所有者

○現に県教育委員会が正式採用した公立学校教職員でないこと

※選考において教育職員経験者（臨時的任用を含む）を考慮します。

## 5 出願手続

### (1) 出願期間

随時

### (2) 出願書類

原則、電子申請（しまね電子申請サービス）で受け付けます。

「島根県公立学校臨時的任用教員等採用志願申込（令和3年度）（外部サイト）」より、次の書類の電子データを添付して志願申込をしてください。

① 写真

② 経歴調査表

③ 教育職員免許状の所持を証明する書類

詳しくは、下記、島根県教育庁学校企画課ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.shimane.lg.jp/gakkokikaku/>

なお、当分の間は従来どおり、下記書類を島根県教育庁学校企画課に提出していただいても受け付けます。

① 島根県公立学校臨時的任用教員等採用志願書(様式1)

② 臨時的任用教員等採用志願票(様式2)

③ 教育職員免許状の所持を証明する書類

## 6 勤務条件（給料等）

### (1) 給 料

常勤の講師等として採用された場合は、学歴、経験年数によって給料月額を決定します。  
なお、60歳以上の者にあつては、再任用制度との均衡を考慮して、給料月額を決定します。  
また、該当者には通勤手当、住居手当、扶養手当、期末手当、勤勉手当、へき地手当、  
単身赴任手当、児童手当、へき地手当に準ずる手当、退職手当等を支給します。退職手当  
は「職員の退職手当に関する条例」等に基づき支給します。

### (2) 勤務時間

午前 8 時 15 分～午後 5 時 00 分（休憩時間を除く 1 日 7 時間 45 分）

※勤務校によって若干時間が異なりますが 1 日 7 時間 45 分の勤務時間は共通です。

### (3) 休 日

○日曜及び土曜日

○国民の祝日に関する法律に規定する祝日

○12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで（前項の日を除く）

### (4) 休 暇

○有給休暇…任用期間によって異なります。（任期が 12 ヶ月の場合は 20 日、採用期  
間の長さに応じて付与されます）

○その他の休暇…基本的に正規職員に準じます。（一部法令等により異なる）

## 7 選考方法

○書類選考の上、面接審査により行います。

※書類選考の結果、面接の期日・場所等を通知します。

## 8 その他

○選考は随時行いますが、採用予定者が決定した時点で募集を停止します。

○常勤講師としての勤務が難しい場合はご相談ください。

## 9 出願書類提出先・問い合わせ先

〒690-8502

島根県松江市殿町 1 番地 島根県教育庁学校企画課 TEL 0852-22-6164